

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成４年法律第５１号）第１９条第１項の規定により、下呂市における特定計量器（ひょう量５ｔ未満の質量計）の定期検査を実施しますので、同法第２１条第２項の規定により、次のとおり公示します。

令和８年８月２１日

岐阜県知事 江崎 禎英

市 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
下呂市	令和８年 １０月 ５日 (月)	正午から 午後２時３０分まで	下原公民館 (金山町大船渡600-8)	金山町
	１０月 ６日 (火)	午前９時から 午前１１時まで	下呂市役所 小坂振興事務所 (小坂町小坂町815-5)	小坂町
		午後１時から 午後２時３０分まで	ＪＡひだ 馬瀬支店 (馬瀬名丸15)	馬 瀬
	１０月 ７日 (水)	午前９時から 午後２時３０分まで	萩原農事センター (下呂市役所旧萩原庁舎跡地横) (萩原町萩原1856)	萩原町
	１０月 ８日 (木)	午前９時から 午後２時３０分まで	下呂市民会館 (森801-10)	旧下呂町
	１０月 ９日 (金)	午前９時から 午前１１時まで	下呂市民会館 (森801-10)	旧下呂町